



空き家等実態調査

問 都市住宅課都市計画係（市役所3階 ☎23-3331 内線402・408）



調査の目的

人口減少や少子高齢化の進行に伴う空き家の増加は、全国的にまちづくりの大きな課題の一つです。

この増加する空き家対策のため、今年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、特措法）が施行されました。この法律では、空き家などの活用、住宅の所有者などによる適切な管理の必要性、倒壊の危険性がある建物（特定空家等）への対応などを市町村で行うことのほか、空き家データベースの整備の努力義務なども定められています。

空き家が放置されると・・・



- 倒壊する危険性
- 建物への侵入、放火等、防犯上の危険性
- 不法投棄等による周辺地域への悪影響など



調査方法

伊達市でも、特措法の定めにより、空き家の件数や現況を把握し、今後の空き家等対策の検討の基礎的な資料にするため、市内建築物の実態調査を行います。

※調査中、業務上知り得た個人情報を外部に漏らしたり、他の目的に利用することはありません

調査期間

10月1日(日)～11月30日(月)

調査方法

市が委託した事業者が調査員として、市内の家や物置などの建築物の外観調査と対象になる建築物の写真撮影などを行います。

受託事業者

(株)ゼンリン（札幌市）

このような調査員証を身につけて、市内を巡回します。

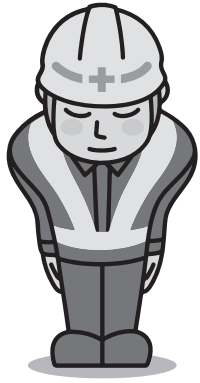


調査結果

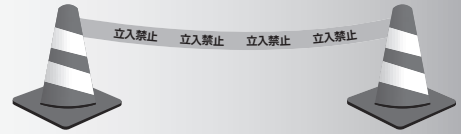
調査の結果、空き家と思われる建築物の所有者に、空き家の利活用に関する意向調査を依頼する予定です。

この調査の結果を生かし、市では、伊達商工会議所と連携して空き家などを売りたい人と買いたい人、貸したい人と借りたい人をつなぐ空き家等情報サイトを年内に開設する予定です。





気をつけて！ 使えない・通れない



市内では左記のとおり、工事などを行うため、施設の利用が制限されます。市民の皆さんには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

総合公園「だて歴史の杜」

大手門横のトイレ

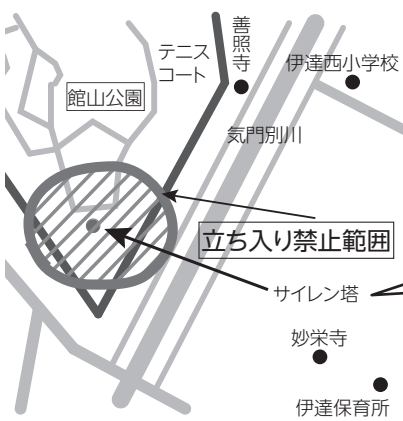
11月上旬から来年1月下旬(予定)までの期間、トイレ改修工事のため、トイレは使用できません。
☎ 都市住宅課街路公園係 (市役所3階)



館山公園内の

サイレン塔付近

10月中旬から来年1月下旬(予定)までの期間、防災無線施設デジタル化に伴うサイレン塔(望楼)の更新工事のため、館山公園内の一部で立入と通行ができません。
☎ 総務課危機管理室 (市役所2階)



伊達紋別駅前

第2駐輪場の閉鎖

JR伊達紋別駅の前にある駅前交番海側の自転車駐輪場(第2駐輪場)を11月で閉鎖します。
12月1日以降、第2駐輪場に駐輪している自転車は、JR伊達紋別駅の東側の自転車駐輪場(第1駐輪場)に移動します。
☎ 建設課管理係 (市役所3階)

